

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る準備審査書

令和4年12月

尼崎市

尼崎市環境影響評価等に関する条例に基づき令和4年8月29日に提出のあった「尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」について、尼崎市環境影響評価審議会の意見を尊重しつつ、審査を行ったので、環境の保全の見地からの意見を次のとおり述べる。

1 尼崎市新ごみ処理施設整備事業の概要・目的

尼崎市新ごみ処理施設整備事業（以下「事業」という。）は尼崎市における既存のごみ処理施設（焼却施設、破碎・選別施設、し尿処理施設等）の老朽化に伴い、新たなごみ処理施設に建て替えを行うとともに、新たなごみ処理施設の供用により市民や事業者が排出する一般廃棄物（し尿を含む）を適正に処理しつつ、排出された一般廃棄物に含まれる資源を回収すること等を目的としたものである。

2 意見

（1）全般的事項

ア 事業計画

- ・現時点では、施設・設備の構造・配置等の詳細な条件が確定していないことから、事業計画の具体化にあたっては、準備書で示した予測・評価結果の担保及び環境保全措置・環境創造措置の実施はもとより、最善の利用可能技術を導入するなど、実行可能な範囲でできる限り環境負荷を回避・低減すること。

イ 予測

- ・バックグラウンド及び予測条件の考え方については十分な検討を行い、わかりやすく示すとともに、事業の実施後の将来の環境の状態をできる限り正確に示すものとする。

ウ 評価

- ・単に予測結果に支障がないことによらず、環境保全措置・環境創造措置の目的・内容を可能な限り具体的に示し、これらを踏まえ総合的な視点から評価を行うこと。

エ 環境保全措置・環境創造措置

- ・環境保全措置・環境創造措置については、十分に検討し、評価書全体を通じて一貫性のある内容として示すこと。

（2）個別事項

ア 大気質

- ・施設の稼働時において、環境保全目標値を超えるものではないものの、一部の項目については特殊な気象条件下では予測値が環境保全目標値に近接することに加え、その影響が施設の稼働による寄与分が支配的となっていることから、環境負荷の回避・低減に向けた更なる環境保全措置を検討すること。
- ・施設関連車両の台数の削減や低公害車への更新の可能性についても検討すること。

イ 水質・地下水質・土壌汚染

- ・事業予定地は埋立地であるとともに土壌汚染のおそれがあることから、施設の解体・建設に伴う掘削により発生する湧水等の排水を予め把握したうえで、最適な排水の処理及び水質管理を実施すること。

ウ 騒音・振動

- ・施設関連車両・工事用車両の走行に対する環境保全措置である運転手への教育・指導については教育・指導内容及び実施方法を具体的に示すこと。

エ 廃棄物・資源循環

- ・プラスチック使用製品廃棄物の処理については、将来的なりサイクル技術の動向や社会情勢などを的確に捉え、総合的かつ柔軟な対応を検討すること。

オ 地球温暖化

- ・CCUS（二酸化炭素の回収・有効利用・貯留）に関する技術動向などを注視しつつ、将来的な導入も含め、柔軟に検討すること。

カ 景観

- ・建築物の大きさやデザインについては、公共施設であることを十分に考慮し、景観への影響を低減できるよう積極的な対策を講じること。

(3) その他

- ・評価書及び要約評価書の作成にあたっては、平易な言葉を用いるほか、図表・写真を用いるなどにより広く市民が理解しやすい内容とすること。
- ・施設の運用に伴い発生する排出ガス等の環境に関する情報については、市民の情報へのアクセス性を考慮しつつ、積極的にわかりやすく公開すること。